

136. ベトナム・ハノイ旧市街の町並み保全の仕組み・取組の変遷に関する研究

- 動的な無形要素のとりえ方の発展に着目して -

The Study on the Transition of Streetscape Conservation Frameworks and Projects in Hanoi Ancient Quarter, Vietnam

- Focusing on the Development of Dynamic Intangible Elements -

柏原沙織*・藤岡麻理子**・鈴木伸治***・窪田亜矢*・西村幸夫*
Saori Kashihara*, Mariko Fujioka**, Nobuharu Suzuki***, Aya Kubota*, Yukio Nishimura*

This paper tries to clarify the achievements and future issues in the streetscape conservation of Hanoi Ancient Quarter by reviewing the frameworks and projects during the 1990s to 2010s focusing on the development of the idea of dynamic intangible elements. Literature reviews and interviews were employed to grasp the conservation history and current status. By analyzing the regulatory documents, project reports and ongoing projects, three achievements were identified; stating dynamic intangible elements as conservation target in regulatory document, walking streets project as promotion of dynamic intangible elements, and the shift towards the street-oriented conservation. Five future issues were identified; further clarification of intangible elements, implementation of promotive management of dynamic intangible elements, deployment of model project achievable by residents, redefinition of trade streets, and exploring the community participatory approach.

Keywords: Hanoi Ancient Quarter, Streetscape Conservation, Conservation Regulation, Conservation Projects, Intangible Elements

ハノイ旧市街、町並み保全、保全規制、保全事業、無形要素

1. 研究の背景・目的及び方法

1-1. 背景

(1) 都市保全の対象としての無形要素の拡大

都市保全分野においては、有形文化遺産に加えて、ユネスコにおける「伝統的文化と民族の保護に関する勧告」から歴史的都市景観（HUL）の議論に至るまで、その対象が無形文化遺産へと拡大してきた。無形文化遺産の概念は静的な伝統祭礼・伝統工芸等から、HULの実践においては伝統的職業など動的な経済活動をも含む形へと広がっている^①。人や経済活動が集中する都市の独自性の維持・継承には、有形要素や静的な従来の「無形文化遺産」だけでなく、変化しやすい独特の商業形態などの動的な無形要素も積極的なマネジメント対象とすることが重要である。しかし、その方策については未だ模索段階にあるといえる。

(2) ハノイ旧市街における動的な無形要素

ハノイ旧市街（以下、旧市街、図1）は紅河とタンロン城跡の間に広がる歴史地区である。1010年の遷都後から続く通りごとの同業種集積が地区の特徴であり、独特の雰囲気を出している。1990年代から専門家らが町並み保全を提唱し始め、1993年の保存地区指定、規制の整備に始まり、2000年代にかけて有形要素の保全に関わる規制・計画の整

備、保全事業が実施されてきた。2010年代に入ると同業種集積の通りや生活様式など、動的な無形要素を地区保全規制の中に位置づけており、ここに至るまでの経緯を整理することは今後の動的な無形要素のマネジメントに向けた示唆が得られると期待できる。

本研究では都市の独自性を構成する「有形要素」（道路ネットワーク、街区、建物、建築様式・ディテール等）に対し、それ以外の要素を「無形要素」と呼ぶ。従来の無形文化遺産（伝統工芸、伝統祭礼等）を比較的大きな変化が見られない「静的な無形要素」とし、独特の商業形態、コミュニティ、伝統的生活様式等、変化しやすいが地区らしさに関わる「動的な無形要素」と分け、後者に特に注目する。

1-2. 研究の目的と研究の方法

(1) 目的

本研究は、1990年以降の旧市街の保全に関する仕組み（計画・規制）と取組（事業・調査・提案）について①無形要素の捉え方の発展に着目して整理把握すること、②事業等の取組が仕組みの形成に与えた影響を分析・考察すること、これらを通して③旧市街の町並み保全における動的な無形要素を取り巻く仕組みと取組の到達点と課題を明らかにすること、の3点を目的とする。

(2) 既往研究と本研究の新規性

旧市街の町並み保全に関連する既往研究として、ベトナム国内ではPham (2015)^②が1993～2015年の約20年間の保全の歴史を5期^③に分けて概観した上で現在の課題を抽出しているが、規制・計画・調査事業の発展については年次、計画・提案主体、概要を述べるのみであり、内容の比較分析は行っていない。また、無形要素については今後の課題の中で言及するのみであり、規制・計画・事業等における位置づけには触れていない。海外研究者によるものでは



図1. ハノイ中心部における旧市街の位置（出典：文献1）を元に作成）

*正会員・東京大学工学系研究科（University of Tokyo）

**正会員・横浜市立大学グローバル都市協力研究センター（Yokohama City University）

***正会員・横浜市立大学国際総合科学部（Yokohama City University）

1990年代の規制の問題点の指摘¹³⁾、1990年代の専門機関による提案内容のレビュー³⁾、国際協力機関による支援事業の概要⁴⁾と当時の規制の状況の説明⁵⁾等がある。有形要素の研究では旧市街の町家の改変状況を調査した内海・福川らの一連の研究⁶⁾があるが、制度面については1時点の背景としており、2010年代まで含めた経年的な仕組みの発展過程の分析・評価はしていない。また無形要素についてトゥールーズ市・ブリュッセル市の協力事業では同業種集積・路上活動に関する重要な調査を実施しており¹⁷⁾、これらは後続の計画・規制における無形要素の規定に影響したとみられるものの、計画・規制上の位置づけは扱われていない。

旧市街は歴史的な商住混在地区であり、その活発な商業活動は地区らしさの重要な部分を形成している。地区の独自性に寄与する商業形態を含む動的な無形要素について、これまでの仕組み・取組における位置づけを整理して到達点と課題を把握しておくことは、今後の旧市街の町並み保全の推進、また他所において動的な無形要素を扱う都市保全マネジメントの取組にも資すると思われる。

以上より本研究は、動的な無形要素に着目し、1990年代～2010年代の旧市街保全関連計画・事業における無形要素への意識の発展状況の分析、また仕組みと取組の発展が相互に与えた影響を考察する点で新規性があると考えられる。

(3) 研究方法

旧市街に掛かる規制・計画の内容について、ベトナム法規文書図書館のウェブサイトより入手した規制文書(1995年計画、1999年規制、2000年区詳細計画、2013年規制)、ハノイ旧市街管理委員会より入手した1993年規制の文書、研究協力者より入手した2011年のハノイ首都建設マスタープラン2030&ビジョン2050(英訳)を解説・分析した。また、1990年代に旧市街保全に関わったユネスコ専門家の研究⁴⁾・日本人研究者の研究における内容紹介¹³⁾(1993年マスタープラン、1993年規制、1998年マスタープラン素案)を参照し、不明点は現地専門家へのヒアリングで補完した。

取組の状況については、事業・取組報告書、既往研究の文献調査に加えて、2015年9月、2017年1月の現地調査での旧市街保全の専門部署・ハノイ旧市街管理委員会、専門家(ベトナム建築士協会副代表、ベトナム建設大学講師、建築士)、住民・商業者へのヒアリング調査より把握した。

2. ハノイ旧市街の概要

旧市街はハノイ市ホアンキエム区に位置する歴史的な商住混合地区であり、面積82haに約66,000人が暮らしている(図1)。北端はHang Dau 通り、南端はHang Bong 通り、Hang Gai 通り・Cau Go 通り・Hang Thung 通り、西端はPhung Hung 通り、そして東端をTran Nhat Duat 通りで囲まれる。タンロン城の宮廷へ納入する手工芸品等の職人たちが周辺集落から集められたことに由来し、各職人集落は通りにて居住してギルドを形成した。通りの機能は徐々に変わったものの、通り名には当時のギルドの名前が今も残る。13世紀頃から近郊の村落の特産物の交易場として発達し、15世紀には既に活気のある商業地区として有名になっていた

1389)¹⁰⁾。1986年の経済自由化以後、1990年代の経済発展に伴い、開発圧力が増し、旧市街の歴史的町家の建替えが相次いだ(図2)。これに対して国内外の専門家らが声を上げ始め、1990年代初頭より保全の取組・規制の整備が始まった。

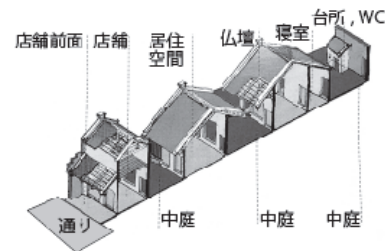


図2. ハノイの伝統的町家の構成(文献11)より作成)

3. 国の文化遺産保護の枠組み

ベトナムの文化遺産関連法規制は、フランス植民地からの独立時に国家としてのアイデンティティの根拠としての遺跡保護から出発し、第1次インドシナ戦争後の史跡の復旧・修復、第2次インドシナ戦争中の遺跡破壊の抑止を経て2009年の修正文化遺産法に至るまで、文化遺産保護対象の拡大と手法の具体化という形で法体系が発展してきた¹²⁾。1957年に初めて体系的な史跡名勝の保護、管理の規定文書⁹⁾が出され、1984年の法令⁴⁾では面的な保全区域の3等級分類⁹⁾の規定等が示された。2001年に文化遺産法が公布され、初めて無形文化遺産が保護対象となった。文化遺産は価値によって特別国家遺跡、国家遺跡、省級遺跡の3等級に分類される。面的な保護区域は2レベル(コア、バッファ)となり、遺跡の景観・環境に悪影響を及ぼす可能性のある遺跡保護区域外の改築・建設には管轄機関の意見書が必要となる。省級遺跡は市人民委員会の申請に基づき省人民委員会が承認、国家遺跡は文化スポーツ観光大臣が承認する。特別国家遺跡は首相が承認し世界遺産への推薦対象となる。2009年に文化遺産法が修正され、続く2010年政令⁶⁾では無形文化遺産は「音声言語・文字、民俗文学、民俗芸能芸術、社会習慣及び信仰、伝統的祭礼、伝統的手工業、民俗知識」と定義された。特に代表的価値のある伝統的手工業の維持・回復・発展について、調査分類、技能継承や広報の支援の方針、維持・復旧・発展活動に対する税の優遇政策などが盛り込まれた。地区保全に関しては有形文化遺産の種類として居住地が追加された点が重要である。

4. ハノイ旧市街の町並み保全の経緯(図3)

ここでは旧市街の保全の経緯を計画・規制における無形要素への着目の程度から、第1期：有形要素保全の基盤形成期(1989-1998)、第2期：無形要素の調査期(1999-2010)、第3期：計画レベルでの位置づけ(2011-)の3期に分けて把握・整理し、仕組み・取組が双方に与えた影響を分析する。

4-1. 第1期：調査・提案による有形要素保全の基盤形成期

(1) 取組・提案

①最初期の提案：有形要素保全の課題抽出と人材育成

旧市街の最初の保全提案は、1989年に建設省の国立都市農村計画研究所(NIURP)とオーストラリアの海外援助機関AusAIDにより作成された¹³⁾。当時NIURPが策定中だったハノイマスタープラン2010(以下、MP2010)へ歴史地区

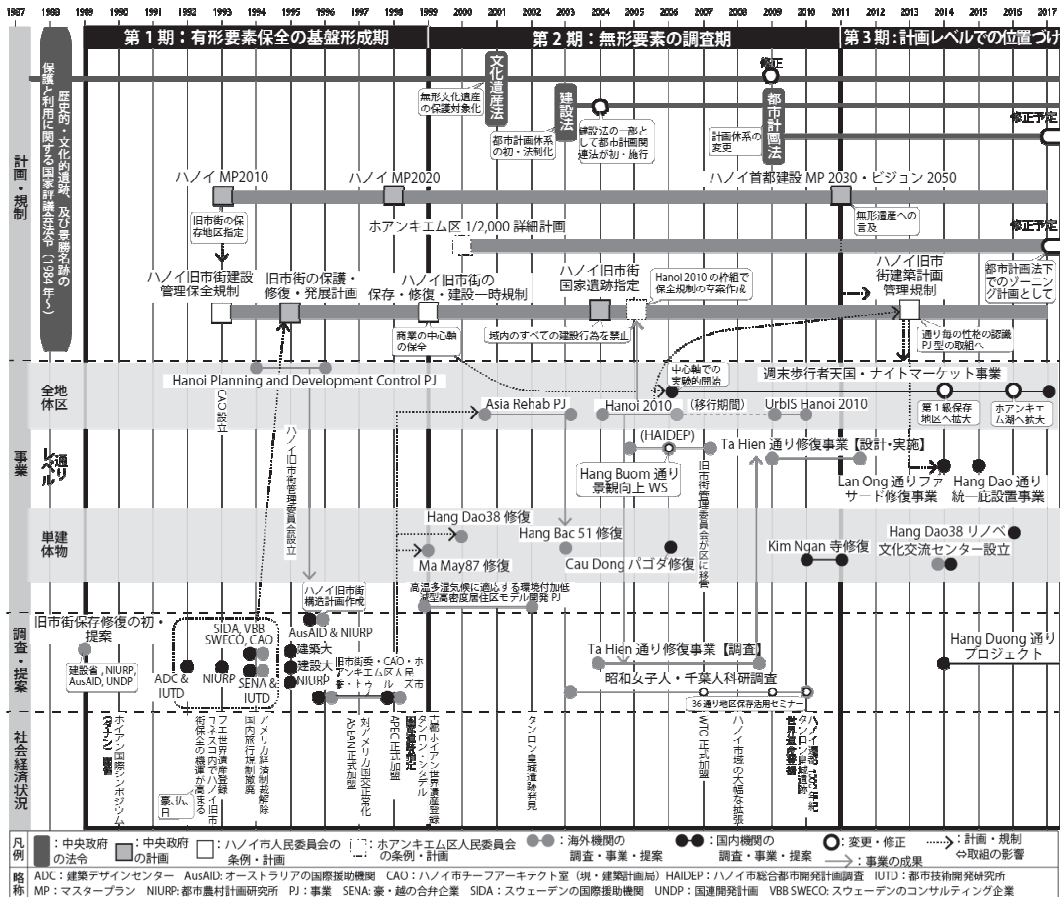


図3. ハノイ旧市街の歴史的環境保全の仕組み・取組の発展

保全を入れ込むため、旧市街とフランス地区⁷⁾の文化遺産の特定・分類、保全の法規制・政策・ガイドライン作成、体制・実施システム整備、これらを通じた人材育成、広報活動、事業評価の支援が含まれた。ハノイの価値は建築様式の反復による町並みにあるとし、全体性維持のため地区全体を保全対象として、4レベルの規制⁸⁾が提案された。規制等に加えて、住民の支援を得るため保全修復の際のインセンティブ、過密状況の解消のため適切な住民移転策の必要性も強調され¹³⁾、現在に至る保全と居住環境の向上という課題が抽出された。本提案はユネスコとベトナム政府の承認を得たが、ユネスコ内では資金調達の失敗、また世界遺産登録も検討されたが、申請要件の「中央政府による全国の世界遺産リスト」が作成できず、断念された⁵⁾。

②国内外の専門機関の調査・提案による具体的施策の模索

最初の提案以後、国内の専門機関が相次いで立案した自主提案では、沿道建物の高さを3階建て、街区内部は4-5階建てとする提案が多い。街区内部に新道を通しその沿道に昔の様式を模した町家を建設する案(都市技術開発研究所(IUTD) & ADC)、また街区内部を撤去して公共空間、公共施設を置く案(SENA & IUTD)等がある³⁾。越・豪の合弁企業SENAとIUTDによる提案では建築にはあまり価値が置かれずコミュニティ生活や伝統的商売が保全対象とされ¹⁴⁾、動的な無形要素への意識が見られる。また1996-1998年には市チーフアーキテクト室(以下、CAO。現・建築計画局)、ホアンキエム区人民委員会、後述する旧市街管理委

員会とトゥールーズ市による調査が実施され²⁾、1999年のトゥールーズ市によるMa May 87番の修復に繋がったと見られる。
③国際援助を受けた能力開発と初期計画案の作成

AusAIDの能力開発事業(1994-1996)⁴⁾の中で、旧市街の保全マネジメント戦略を含むハノイ旧市街構造計画(提案)が作成された。開発規制に関し、開発目標、土地利用原則、新築デザインガイドライン、文化遺産保全の原則、マネジメント・公共利用への

貢献の原則、通信と車

両駐車場の原則が示された。保全については、技術インフラ設備¹⁴⁾¹⁵⁾等の計画規制策定・施行のデモにより、CAOの組織強化も併せて支援した。無形要素について、インフォーマルセクターの販売活動に適した地区の検討図が作成され、路上活動の重要性への認識もうかがえる。また文化遺産価値を持つ建物・場所リストとして、既に文化情報省の格付けを受けたものに加え、国レベル(12件)、市レベル(92件)、区レベル(112件)に分けてリストアップしている。

(2) 仕組み

①保存地区の指定と規制における数値目標の設定

1993年のMP2010で初めて旧市街が保存地区となった。この地区指定を受け、同年「ハノイ旧市街建設管理保全規制⁹⁾」(以下、1993年規制)が公布された。さらに1993年規制を補足するため、1995年にハノイ市人民委員会とNIURPによる「ハノイ旧市街の保護・修復・発展計画¹⁰⁾」(以下、1995年計画)が建設省に承認された¹¹⁾。1993年規制では、インフラの近代化を許容しつつ、伝統的な通り名と道路ネットワークの維持、価値の高い建築・遺跡の修復・保存等の方針が示された。建設・取壊しの際の許可申請の義務化、違法・不適切な建物の地区外移転を定めた。指定建造物については、修復・修繕のための助成金、退去が必要な場合は居住者への補償も盛り込まれた。同規制では3階までの高さ制限および中庭とファサード保存の方針も示された⁵⁾。1995年計画では対象地区を第1級保存地区(約

19ha)と第2級保存地区(約81ha)に分けた。また1993年規制の内容に、人口密度、建蔽率、緑地面積、沿道建物3階建て、街区内部4階建て16m等の数値目標が追加された。

「旧市街に固有の建築様式」保存も規定されたが、具体的な形式は明示されていない。個別の保全対象は文化情報省による指定歴史文化遺跡のリスト(17件)のみで、市独自のものは見られない。1995年計画では旧市街の保護・修復事業の進め方としてパイロット事業を実施し、経験に学びつつ地区全体に展開する方針が示された。1993年規制、1995年計画とも、無形要素への言及はない。

1997年にはハノイMP2020が承認され、1998年6月20日付の決定No. 108/1998/QĐ-TTgによる修正を経て確定した。保全地区はMP2010の指定を踏襲している。

②組織体制の整備

MP2010の策定に合わせ1993年に計画部門のCAOが設立された。また、1995年には保全専門部署としてハノイ市人民委員会の下、文化情報局を中心に旧市街パイロット整備事業のための組織が設立された²³⁾。1998年に局レベルの旧市街管理委員会として格上げされ²⁾、その後の保全の推進に重要な基盤となった。

(3) まとめ

第1期は専門機関の研究・提案・調査により、沿道建物・街区内側の建物の高さ規制、人口移転による過密解消と住環境の向上等、地区の保全・発展の両立に向けた提案が計画・規制に反映されたほか、パイロット事業による地区への展開が示された点が重要である。計画・保全専門部署が設立され、現在の規制・運用のベースが形成された。国際援助の能力開発事業による計画部門の組織体制の整備なども基盤形成に寄与したと言える。有形要素が主な対象だが、提案の中では無形要素への意識も見られる。

4-2. 第2期：無形要素の調査期

(1) 仕組み

①有形要素の規定の具体化

1999年の「ハノイ旧市街における建設管理、保存・リノベーションに関する一時規制¹²⁾」(以下、1999年規制)はさらに規制内容を具体化した。地区の指定範囲は1995年計

画を踏襲し、各保存地区に含まれる通りが明記された(第1級保存地区：17通り、第2級保存地区：59通り)。旧市街を商業中心(約12ha：3つの市場、商住混在の中心軸)と3つの市場に関連する住居地域(約81ha)、伝統的建造物・文化的建造物(宗教施設、コミュニティ施設、劇場、映画館等)(約7ha)の3機能から把握した。道路ネットワークの保存、建蔽率、高さ規制は1995年計画を踏襲している。建物の保全では旧市街に特有の建築様式のほか、伝統的町家の空間構成、建築材料・色彩・看板についても細かく規定した(第15条、第16条3)。保全修復では現状保全とファサード保全の2レベルを示した。内部空間の現代化は許容され(第14条)、全ての修復・建設について旧市街管理委員会からの建築計画許可が必要となった(第10条)。

②市独自の有形文化遺産の登場

保全対象物件では文化情報省により格付け指定された遺跡(9件)に加えて、市として重要な保全対象が示された。格付けされていない宗教関連施設(15件)のリストに加え、通りごとに保全価値のある住宅が特定された。「通り全体」と指定されたDong Xuan通り、Hang Dao通り、Hang Duong通り、Hang Ngang通り以外は番地による建物指定がされており、番地が特定された建物だけでも838棟が保全指定対象となっている。これらは1995年のハノイ旧市街構造計画(提案)内のリストと一部重複しており、格付けのない物では15件中7件が重複している(国レベル1、区レベル6)。

③商業中心軸としての無形要素への言及

1999年規制では初めて商業活動にも触れた保全の方針が示された。商業の中心軸(Hang Dao- Hang Ngang- Hang Duong-Dong Xuan通り)の保全、また利用形態に対応した旧市街の建築様式の保全が示されている(第5条)。

④地区全体の国家遺跡指定

2001年に公布された文化遺産法に基づき、ハノイ市人民委員会の申請が承認され、旧市街は2004年に国家遺跡指定された。範囲は1999年規制を踏襲した。格付け決定の文書上では、地区内での建設行為はすべて禁止されている¹³⁾。

⑤区詳細計画の位置づけの変化

2000年に「ホアンキエム区1/2,000詳細計画」が承認された¹⁴⁾。旧市街は区内の4つの計画ゾーンの1つに位置付けられ、保存・計画方針(居住地区における市指定建物の保全・修復、旧市街に特有の建築様式・建築的特徴の維持、宗教建築や遺跡の保存・修復)と建築密度(建蔽率65-70%)、高さ規制の目安(平均高さ2-3階)が示された。2020年にかけて人口・人口密度の縮小が計画目標値として掲げられた他、リノベーション・アップグレードの際の管轄機関による承認が義務付けられた。

2009年に新法・都市計画法が公布された。都市計画体系が変更され、それまでの建設法下における総合計画(MP)と詳細計画(1/500, 1/2,000)から、MP>ゾーニング計画>詳細計画の3段階に変更された¹⁶⁾。都市保全関連では、都市景観に配慮した都市デザイン要素が新しく導入され、各レベルの計画で示すべき内容が規定された(第33条)。ホ



図4. ハノイ旧市街の保全地区と主な通りの位置

アンキエム区 1/2,000 詳細計画は新法に対応していないため、ゾーニング計画を策定する必要が出てきた。

(2) 取組

2000年代にはEUのプログラムを活用した都市間協力事業や日本の科研調査など、長期に渡る支援・研究事業により都市遺産の詳細な調査やパイロット事業が実施された。

①Hanoi2010での広範な都市遺産調査とパイロット事業¹⁷⁾

トゥールーズ市・ブリュッセル市との協力事業“Hanoi 2010”では、旧市街の文化的アイデンティティと有形・無形文化遺産の保存、長期的な旧市街の修復の実施、修復への住民の巻き込み、遺産保護を通じて得た経験の国内外への発信の4つの目的が掲げられた¹⁷⁾。この枠組みにおいては歴史的住宅の調査のほか、伝統的な職人集落との繋がりや商業・伝統工芸、祭礼、コミュニティの寺の役割、路上での多様な活動など無形要素の調査も実施され、旧市街のアイデンティティを有形無形の両面から広く捉えている。特に動的な無形要素について、地区内の約半数の37通りの沿道1階路面店の戸別業種、路上活動のプロットを行うなど、歴史調査とともに現状の通りの性格について重要な基礎調査を実施した。その他パイロット事業として、Ma May-Hang Bac 通り街区の修復、Ta Hien 通りの修復調査(2004-2009)等、その後に繋がる成果が多く上がった。2005年には都市計画局から新しい保全規制の草案が作成され、これを欧州側カウンターパートが修正した案では、沿道建物の高さは1階建て6m、街区内部の建物は9mと厳しい高さ規制が提案された。その他、都市交通の改善・文化政策の提案、市民への情報開示のための情報センター設置等が提案されている。また住民が修復中に一時退去し、修復後も居住継続するパイロット事業として、調査を経た Hang Bac 通り 51 番が 2003 年に修復された。

②コミュニティ参加の試行

2000年代の調査・支援事業の中でコミュニティ参加の機会が試行されている。昭和女子大・千葉大のグループでは、地元への研究内容還元のため2007、2009、2010年に36通り地区保存活用セミナーを開催しており、この中では地区住民が質疑の中で意見交換を行った⁷⁾。さらにJICAのハノイ市総合都市開発計画調査(HAIDEP、2004-2007)では、2006-2007年にHang Buom 通り景観向上ワークショップが実施された。ここではコミュニティから数名の住民に対してファシリテーター研修を行った上で、住民ワークショップで景観向上に向けた通りの特徴や目指す景観像の意見調整が行われ、住民が費用を一部負担して統一した黄色の底を制作・設置した¹⁸⁾。しかし底の耐久性に問題があったことから長続きせず¹⁵⁾、2015年9月時点で全く残っていない。

②単体建造物の保全修復事業

EUの協力プログラムを活用してトゥールーズ・ブリュッセル・ハノイ市が実施したAsia Rehab 事業(2000-2003)に先立ち、Ma May 通り 87 番(1999)、Hang Dao 通り 38 番(2000)がトゥールーズ市の協力で修復された¹⁹⁾。特にMa May 通り 87 番はベトナムの伝統的な町家構造を保存し

ており、町家博物館として活用されている。

(3) まとめ

第1期は有形要素への着目が主だったが、第2期では規制・調査の両面で有形要素と動的な無形要素双方への保全の意識が調査・規制に見られ始めた。国際協力事業の広範な有形・無形の都市遺産調査では動的な無形要素への注目が増した一方、単体建造物の保全修復が行われ、これは1995年計画で示されたパイロット事業の開始と位置付けられる。仕組みとしては2004年に地区全体が国家遺跡指定され、文言上は域内でのすべての建設行為が禁止された(実際には建設行為は継続)。動的な無形要素の振興策として、区人民委員会により、商業軸を強化する商業と文化の振興を旨とする歩行者天国の実験が開始された。

4-3. 第3期:MPレベルでの無形要素の位置づけ

(1) 仕組み

①MPでの都市デザイン関連規定と規制での施策の具体化

2011年にハノイ首都建設マスタープラン2030 & ビジョン2050(以下、MP2030)が承認された¹⁶⁾。ここでは9つの課題の1つに旧市街を含む歴史地区、景観、職人集落の保存修復が掲げられた他、都市計画法に則って都市デザインに関する規定も盛り込まれた。また、有形要素に加えて無形要素の保存に初めて言及された。旧市街は開発戦略地域の1つとなり、新規の住宅建設ではなく既存住宅のリノベーションによる生活環境の向上を目指す方針や、開発規制としてリノベーション住宅の高さ規制、ファサードへの建築様式の適用、伝統的住宅の空間構成の保全、衛生環境の確保、住宅の通り・街区の段階的リノベーション、商業振興のための歩行者天国の創出(Hang Dao 通り-Dong Xuan 市場、Hang Dau 公園-Hang Luoc-Cha Ca- Hang Can -Luong Van-Can 通り- ホアンキエム湖)、宗教施設と歴史的住宅の保存修復、歴史的な通りの特徴の維持(建物、遺跡、職業の通りと日常生活のつながり)、沿道の小規模店舗という伝統的商業の特徴の保全等、具体的施策がMPで示された。

MP2030を受け、2013年に具体的な規制を定めた「ハノイ旧市街建築計画管理規制」¹⁷⁾(以下2013年規制)が公布された。本規制は全23条から成り、1999年規制に代わる形で、14年ぶりに旧市街全体の開発規制が更新された。

旧市街範囲、高さ規制、地区の空間構造、建物の空間構成の保全は1999年規制を踏襲する。従来の旧市街に加えて、地区の景観を補助する地域として、旧市街を囲む通りから建物1棟分外側を線引きした隣接区域が新しく指定された。全体を83街区に分け、街区ごとに建蔽率、周囲の通りごとに建物高さ最小セットバックを定めた。奨励される用途として商住混合地域としての機能維持の方向性が示された。

②保全修復対象の通りと修復様式の具体化(図5)

2013年規制では保全修復を行う29の通りと4つの通りの部分を定めた上で、「典型的な旧市街の様式」にファサードの修復を行う通りと通りの区間を定めている(第5条4)。この修復の際に参照されるイメージとして、確認可能な場合は1954年以前のオリジナルの建築様式、また5タイプ(ベ

トナムの伝統様式、中国様式、ヨーロッパ様式（地中海）、ヨーロッパ様式（アルプス）、アール・デコ様式）が挙げられている（図5）。建物の色彩、素材、建築ディテール、また看板・販売ディスプレイについても、付録での図示など、これまでの規制よりも細かく規定されている。

③無形要素のとりえ方の拡張

MP2030における無形要素への言及に応え、2013年規制では無形文化遺産価値の修復・振興の方針が掲げられている。無形文化遺産の内容として、旧市街の人々の生活様式、生活の特徴、祭事、伝統芸術と文化の種類、商業・観光活動のビジネス形態、伝統的サービス、伝統的産業に特化した通りの確立・復元の促進、が挙げられている。ただし観光活動のビジネスなどは「無形文化遺産」として不適であるほか、特に生活様式については専門家の間でも合意された内容がなく⁽¹⁸⁾、列挙されている内容は精査が必要である。

1999年規制で商業の中心軸の保全が示されたが、伝統的産業の通りを維持する方針は初めて示された。具体的な施策として伝統産業を営む「職業の通り(phố nghề)」の生産活動の保全促進が規定された（第5条4c）。「職業の通り」は特別な事業を営む店舗と伝統的商品を生産している店舗の通りと定義され（第3条1）、7本（Hang Bac、Hang Ma、Lan Ong、Hang Gai、Hang Thiec、Lo Ren、Hang Dong）が示されている（図5）。このうちHang Gai以外はHanoi 2010の調査で通り名関連の商業活動が維持されている通りである。

④根拠計画の欠如

2017年1月時点では旧市街が位置するホアンキエム区においてゾーニング計画は策定中であり、旧制度下の1/2,000詳細計画が代替的な位置づけだが内容が異なるため、実質的にゾーニング計画はない状態である。2013年規制は対象地区を含む地域のゾーニング計画を根拠とすることが前文に明記されているが位置づけが曖昧な状態である。

(2) 取組

第2期の調査、パイロット事業を経て、第3期は国内資金による市・区・坊人民委員会による修復・景観向上事業が相次いでいる。

①第2期の調査に基づく修復事業の実施

単体建造物では2010年のハノイ遷都千年を記念し Hang Bac 通りの Kim Ngan 寺が修復された。また通りレベルではトゥールーズ市、ブリュッセル市の協力事業調査(2004-2009)に基づき、2011-2012年にTa Hien 通りリノベーション事業が行われた²⁰⁾。続く景観向上事業として、漢方薬店が並ぶ Lan Ong 通りにおいて、2013-2014年にかけてホアンキエム区人民委員会が出資してファサード修復・統一看板の設置事業が行われた。さらに2015年 Hang Dao 通りでは統一庇の設置事業が行われた。Hang Dao 坊人民委員会の政策によるもので、グレーの庇を店主が自費制作して設置した⁽¹⁹⁾。日射や雨を防ぐ機能面、美観面でも店主の評判は良く住民の継続的な支持が得られず現時点で全く残っていない Hang Buom 通りよりも継続的な効果が見られる。

②週末歩行者天国事業の展開

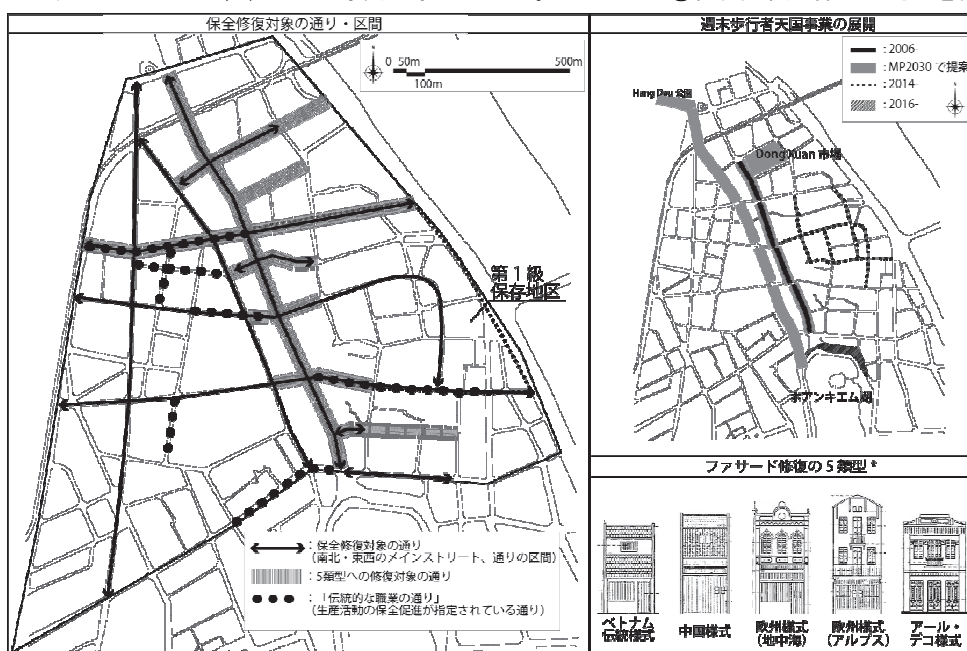
2013年規制に基づく広範囲の取組として週末歩行者天国の拡大がある。Dong Xuan 市場に続く南北軸から2014年には第1級保存地区内の9通りへ拡大され、商業活動と路上での文化活動が振興されている。1999年規制から動的な無形要素として商業の重要性が示されてきたが、本事業は単なる「保全」から一歩踏み出し、振興という形で新たな生活文化の創出へと動的な無形要素のマネジメントを進めている。2016年9月にはホアンキエム湖と旧市街の間の道路空間まで拡大し、伝統的な遊びを行うNPOの活動、夕飯後の湖畔の散歩等の生活文化が生まれている。本規制以後、公共空間は伝統祭礼の振興にも活用されている⁽¹⁸⁾。

③経済発展と保全の両立を目指す修復モデル

2016年には、Hang Dao 通り38番がホアンキエム区人民委員会の資金によりリノベーションされた。建物の構造はそのままに、内部にはハノイ近郊で伝統産業の漆器づくりを行う集落とフランス人デザイナーとの協働企業が店を構えている。現地の建築士によると、「質の高い保全修復が施された空間で質の高いものを売ることによって利益を上げる」ことを示すモデル事業とのことである⁽²⁰⁾。

④地元建築士による社会経済的側面を重視した企画

現在企画段階である Hang Duong 通りの保全型



* ハノイ旧市街建築計画管理規則 No. 63/98 QĐ-UBND 付録 6 より。

図5. 2013年規制における保全修復対象の通り区間と歩行者天国事業が実施されている通り

修復事業では、これまで実現に至らなかった調査への不満から、より高い実現可能性を志向して社会経済的側面を考慮した企画推進が図られている。2014年から文化スポーツ観光省の事業として沿道建物の保全修復が計画されていたが、進捗の遅れを見たハノイ市が事業を引き取り、ホアンキエム区に委託された。現時点では地元建築士が区人民委員会、旧市街管理委員会、大学、都市プランナー、地元住民、コミュニティ組織の間で自発的に調整を行いながら、住民のオーラルヒストリーや地籍調査による通りの歴史の掘り起しなど、第2期よりも更に深く社会経済的文脈を考慮した調査が実施されている。修復事業自体はまだ企画段階だが、新たな多主体連携型の取組の動向は注目に値する。

(3) まとめ

第2期に調査された無形要素はMPレベルでの無形文化遺産への言及という形になり、さらに2013年規制において内容が具体化された。特に旧市街の大きな特徴である伝統的な職業の通りの具体化にはHanoi2010を含むトゥールーズ市の調査結果が反映されたと思われ、生産活動の促進も施策に含められた。それまでは地区全体が1つの性格として扱われていたが、2013年規制以後、通りごとに異なる性格が重視される方向へ転換したことは重要である。取組面では2013年規制に基づく通りレベルの保全事業が実施されたほか、第2期から開始された区の歩行者天国事業が拡大される形で、振興型の無形要素のマネジメントが実践されている。

5. 旧市街における動的な無形要素保全の到達点と課題

ここでは前章の内容を踏まえ、旧市街の動的な無形要素の保全政策における到達点と課題を考察する。

5-1. 到達点

(1) 保全開発規制における動的な無形要素の位置づけ

第1期では有形要素への着目が主だったが、提案では旧市街の特徴としてコミュニティ生活や伝統的商業、インフォーマルセクター等の動的な無形要素の重要性も指摘された。第2期になって初めて動的な無形要素が位置づけられ、Hanoi 2010の調査を経て、第3期では「無形文化遺産」の内容（通り沿いの小規模店舗という伝統的な商業形態）をさらに具体化し、祭礼や伝統産業だけでなく、生活文化や職業の通りをも含む方向へ無形要素の概念が拡張してきた。

MP2030での無形文化遺産価値への言及から、2013年規制では具体的な内容へ落とし込み、保全対象としづらい動的な要素を含む生活様式や伝統的産業に特化した通りを挙げた点は画期的である。HULの実践で動的な無形要素の位置づけと保全手法が模索されている中で、動的な無形要素を法規文書で位置づけたことは重要な到達点と言える。さらに2013年規制で伝統的な職業の通りを具体的に指定し、生産活動の保全促進を規定した点は意欲的である。

(2) 動的な無形要素の振興型マネジメント策の実践

動的な無形要素の保全振興施策としては第1期に「商業中心軸の保全」が据えられ、2000年代の無形要素に関する詳細な調査を経て、中心軸と第1級保存地区のみの歩行者

天国事業として実現した。さらに第3期には第1級保存地区外の職業の通りが指定されるなど、具体的な施策に落とし込まれると同時に地区内への展開がみられる。

都市の独自性を維持・継承するという観点からは、伝統的な無形要素の維持だけでなく、それに基づき発展させる視点も重要である。2013年規制で伝統的な職業の通りの生産活動の保全・振興姿勢を示す一方、2006年以降の歩行者天国事業は地区の商業活動や路上活動という動的な無形要素を振興・発展させるための施策と位置づけられる。動的な無形要素の保全だけでなく、振興型のマネジメント策も実践している点は重要な到達点である。

(3) 地区の独自性強化に向けた個々の通りへの着目

旧市街の大きな魅力の1つは、多様な同業種集積が高密に存在していることである。第1期では地区全体を1つの性格としてみなしていたが、第2期の調査を経て各通りの動的な無形要素を元に性格づけし、第3期で通りごと・事業ベースの保全修復、生産活動の振興を行う方針となったことは、「独自性を持つ通りの集合体」という旧市街のアイデンティティ強化に向け、重要な到達点といえる。

5-2. 課題

(1) 規制文書における「無形文化遺産」の定義の明確化

2013年規制で「無形文化遺産」として動的な無形要素を建築計画規制の中で位置づけた点は評価できるが、その定義は曖昧であり、現地の専門家の間でも合意が取れていない。例えばHang Duong通り等個別の通りの調査の中で、より具体的な姿が定義・模索されることが望ましい。

(2) 動的な無形要素の保全・振興型マネジメント策の検討

旧市街の特徴である同業種集積の生産活動の振興に当たっては、自由経済下の商業者の活動への介入が想定されることから、振興対象となる「伝統的な産業活動」の需要や、適切な誘導策について慎重な検討が必須である。

また、歩行者天国事業が市民の新たな生活文化、伝統的遊びの場など都市的な楽しみを創出した点は評価できる一方、「文化活動」は十分に地区の特徴を反映していないという指摘もある。歩行者天国は市民が楽しめる場として定着してきた感があるため、今後はその活動内容に関するマネジメントをどれだけ行いかの判断が課題といえる。

(3) 職業の通りの定義・指定範囲の拡張の検討

2013年規制で指定される職業の通りは7つの通りのみを指定している。第2期の調査に基づくものだが、地区全体としては10%程度に留まる。現在も通り名関連の商品が販売されているという基準だけでなく、通り名の商品以外の同業種集積が見られる通りは多くあり(例:工具店が集まるThuoc Bac(漢方薬)通り)、その商売形態としては歴史性を維持しているともいえる。こうした多様な歴史性を持つ同業種集積(職業の通り)の集まりが旧市街の魅力であり、その保全振興に向けた再定義も検討の余地があると思われる。

(4) 住民にも達成可能なモデル事業の展開

2016年のHang Dao通り38番のリノベーションは商業的發展と保全の両立の一方向として、「質の良い保全修復が施

された建物に見合う高品質な品物を販売し利益を上げる」モデルとされていた。しかし保全への意識が低い住民が多い現状では、より住民へ訴求するよう、実施がイメージしやすく手が届くような、簡易かつ文化遺産の観点からも受入可能なモデル事例の提案も必要と思われる。

(5) 継続的な支持を得るコミュニティ参加方法の模索

1990年代当初から居住環境改善が課題となっており、過密解消のための住民移転はMP 2030、2013年規制でも規定されている。Pham²⁾もコミュニティ参加の不足を指摘しているが、居住地の移転は住民にとって重い選択であると考えられるため、保存への理解を求める展示等での情報発信に加えて、継続中の Hang Dao 通りの底設置事業などに学び、住民の支持を得られる事業の進め方、交渉、意志決定プロセスの検討が必要と思われる。

6. まとめ

本研究より、ハノイ旧市街の町並み保全の仕組みと取組において、動的な無形要素は国内外の専門家らによる直感的な重要性の指摘から、詳細な調査・事業を経てその内容の具体化、保全計画規制への反映、さらに新たな生活文化の創出という方向へと発展してきたことが分かった。今後は、歴史に根差した商業形態・活動の保全振興型マネジメントに向け、需要等を見極めた施策の検討が必要である。

本研究の限界として旧市街の仕組みと取組の関係性を部分的にしか明らかにできていない点がある。第1・2期の能力開発事業に参加した人材がその後の規制策定に果たした役割等、取組と仕組みの相互作用は今後の研究課題である。

謝辞

調査実施に際し、多大なご協力を頂いたハノイ建設大学 Le Quynh Chi 講師に感謝致します。本研究はJSPS 科研費 26420613 の助成を受けたものです。

注釈

- (1) 例えば HUL のパイロット事業であるパキスタンのラワルピンディでは、伝統的な職業を無形文化遺産の一つとして捉えている。
- (2) 1993-1995:基盤形成。1995-1998:提案・調査および国際協力の萌芽。1998-2002:国際協力による調査・修復パイロット事業。2002-2007:文化財指定と重要な国際協力調査。2007-:調査に基づく事業実施。
- (3) 政府首相議定 No. 519/TTG 号「旧跡の保存に関する規則の規定」。
- (4) 歴史的・文化的遺跡、及び景勝名跡の保護と利用に関する国家評議会法令 (No. 14/LCT/HDNN7)。
- (5) I 地区: 原型のまま保護され、変化は最小限に留められる。II 地区: I 地区に隣接する地区で、地形・樹木等による調整、遺産・名所旧跡の保全修復目的の建築物を容認。III 地区: 周囲の環境と調和したホテル、文化館、庭園等の建設が認められる。
- (6) 文化遺産法及び文化遺産法の幾つかの条文を改正補足する法律の幾つかの条文の施行を詳細に規定する政令 (No. 98/2010/ND-CP (2010/9/21 付))。東京文化財研究所文化遺産国際協力センター: 各国の文化財保護法令シリーズ[14]ベトナム, 45-69。
- (7) 仏植民地期、入植者用区画として造成されたホアンキエム湖以南の地区。
- (8) レベル 1・2 (旧市街・フランス地区以外の部分対象) とレベル 3・4 (旧市街・フランス地区対象) を提案。レベル 1: 破壊・変更を禁止する重点地域、建物、遺跡の指定。レベル 2: 重要建造物と遺跡を取り巻く地区。指定建造物の破壊・変更禁止、新築デザイン規制。レベル 3: 指定建造物のファサードに重要な外観的特徴の破壊・変更禁止。レベル 4: 指定建造物以外に対する旧市街・フランス地区のスケール、新築建物のデザイン規制。
- (9) ハノイ市人民委員会決定 No. 3234/QD-UB (1993/8/30 付)。
- (10) 決定 No. 70 BXD/KT-QH (1995/3/30 付)。
- (11) 1993 年規制・1995 年計画の内容については文献 1)、5) に詳しい。
- (12) ハノイ市人民委員会決定 No. 45/1999/QD-UB (1999/6/4 付)。
- (13) 文化情報省決定 No. 14/2004/QD-BVHTT (2004/4/5 付)。

- (14) ハノイ市人民委員会決定 No. 96/2000/QD-UB (2000/11/7 付)。
- (15) Hang Buom 通り住民 T 氏へのヒアリング (2015/9/19)。
- (16) 首相決定 No. 1259/QD-TTG (2011/7/26 付)。
- (17) ハノイ市人民委員会決定。No. 6398/QD-UBND (2013/10/24 付)。
- (18) ベトナム建設大学 Le Quynh Chi 講師へのヒアリング (2017/1/10)。
- (19) Hang Dao 通り衣料品店主 H 氏ヒアリング (2015/9/20)。
- (20) Hanoi DATA 代表 Tran Huy Anh 氏ヒアリング (2017/1/10)。

参考文献

- 1) 辻鈴子: ハノイ・旧市街の空間構造からみた地域特性に関する基礎的研究。東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻平成 8 年度修士論文, 1997.3.;
- 2) Pham Tuấn Long: 20 năm công tác bảo tồn Phố cổ Hà Nội (The 20 years of Conservation of Hanoi Ancient Quarter), Architecture Magazine, No.08-2015, 18-23, 2015. Reprinted in the Tạp Chí Kiến Trúc website: <https://www.tapchikientruc.com.vn/chuyen-muc/20-nam-cong-tac-bao-ton-pho-co-ha-noi.html> (accessed on 2017/04/27).
- 3) 土田愛: ハノイ旧市街「旧市街」の保存・改善計画に関する一考察—オープンスペースの役割を通して—, 平成 7 年度東京大学工学系研究科都市工学専攻修士論文, 1996.3.
- 4) William S. Logan: Protecting Historic Hanoi in a context of Heritage Conservation, International Journal of Heritage Studies, vol.2, 76-92, 1996.
- 5) William S. Logan: Heritage Planning in Post-Doi Moi Hanoi: The National and International Contributions, Journal of the American Planning Association, 61:3, 328-343, 1995.
- 6) 内海佐和子・福川裕一: ハノイ 36 通り地区の現状と課題—ベトナム・ハノイ 36 通り地区における町並み保存に関する研究 その 1—, 2004.以降、「その 8」までの一連の研究
- 7) 昭和女子大学: 開発著しいハノイ都市圏における近郊農村・下町・新住宅地の町づくり研究・生活調査と町づくり活動報告一, 昭和女子大学国際文化研究所紀要, vol. 13, 2010. 3.
- 8) 大田省一: 仏領期ベトナムの都市組織の変容—街区形態の変容とそれを支えた社会組織の変容—, 年報都市史研究 (分館構造と社会的結合), 15, 56-65, 2007.
- 9) 大田省一: フランス植民地時代のハノイの都市計画と建築, 1994 年度東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修士論文, 1994.
- 10) Hoang Huu Phe & Yukio Nishimura: The Historical Environment and Housing Conditions in the “36 Old Streets” Quarter of Hanoi, “Studies in Human Settlements Development in Asia”, HSD Research Report No. 23, Asian Institute of Technology, Bangkok, 1990.
- 11) Ban quản lý phố cổ Hà Nội: Cải tạo, xây dựng mới trong Phố cổ Hà Nội, 2014.;
- 12) 白石昌也・三田翔平: 翻訳: 「ベトナム文化遺産法」(2001 年), 同「修正法」(2009 年), アジア太平洋研究, 21, 259-294, 2013.8.
- 13) William S. Logan: Planning for the Protection of the Old Sector of Hanoi City, Socialist Republic of Vietnam, Report to Unesco and National Institute for Urban and Rural Planning, Ministry of Construction, Socialist Republic of Vietnam, March 1990.
- 14) Tran Thi Lan Anh: Study on Urban Conservation and Development Methodology for the City of Hanoi: Towards the protection of "Spirit of Place", 東京大学工学系研究科都市工学専攻博士論文, 2004.
- 15) Victoria Overseas Project Company: Quy Hoạch Chi Tiết Khu Vực Khu Phố Cổ set up for AusAID, 1995.12.
- 16) 松村茂久: 市場経済移行期の社会主義国における都市計画制度改善プロセスに関する研究: ベトナムにおける適用状況を中心として, 大阪大学大学院工学系研究科博士学位論文, 2014.6.
- 17) Hanoi 2010 - Heritage and Cultural Identity, Final Report, Technical and Financial Part, ASIA URBS ASI/B7 - 300/2544/75844-74, Europe Aid Cooperation Office, 28 July, 2006.
- 18) Ta Quynh Hoa: Urban design with community participatory in revitalizing and improving streetscapes' beautification of historical towns for sustainable development Case study: Hang Buom street in Hanoi Ancient Quarter, Forum Newsletter, no. 10: 1st half 2009, 42-50, 2009.
- 19) 福川裕一: EU のベトナム・ハノイの古い町におけるリビング・ヘリテージの保存支援: EU・Urban Rehab プログラムに学ぶこと, 60-67, リビング・ヘリテージの国際協働—町並み保存の現在と未来—, 文化遺産国際協力コンソーシアム, 2008.3.
- 20) Le Quynh Chi & Pham Thuy Loan: Chapter 2. Bringing the History Back to People: Renovation of Ta Hien Street, the Ancient Quarter of Hanoi, The Frontiers of Urban Heritage Conservation in Asian Cities (N. Suzuki ed.), 33-49, Global Cooperation Institute for Sustainable Cities, Yokohama City University, 2017.3.